

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和元年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第2号

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正
する条例

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例（平成28年大阪広域水道
企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） (略)	別表（第2条関係） (略)
備考 1・2 （略） 3 交付する用紙については、原則とし て、 <u>日本産業規格</u> A列3番までの大き さの用紙を用いることとし、これを超 える大きさの規格の用紙を用いた場合 については、 <u>日本産業規格</u> A列3番に よる用紙を用いた場合の枚数に換算し て枚数を計算するものとする。	備考 1・2 （略） 3 交付する用紙については、原則とし て、 <u>日本工業規格</u> A列3番までの大き さの用紙を用いることとし、これを超 える大きさの規格の用紙を用いた場合 については、 <u>日本工業規格</u> A列3番に よる用紙を用いた場合の枚数に換算し て枚数を計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。